

2022年（令和4年）6月21日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会長 福田 健次

勸告書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、救済措置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認められましたので、以下のとおり、勸告します。

第1 勸告の趣旨

- 1 大阪拘置所が、未決拘禁者である申立人を、配室上の都合により、2020年（令和2年）6月22日から同年8月6日まで、露出した監視カメラ付き単独室に昼夜収容したことは、憲法13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害するものである。今後、他に空室がない等、配室上の都合により監視カメラ付き単独室へ収容せざるを得ない場合には、プライバシー権を徒に侵害することがないように、監視カメラ付き単独室の監視カメラを遮蔽する等の措置を講じるよう勸告する。
- 2 大阪拘置所が、未決拘禁者である申立人を、故意に手錠の腕輪を外した明確な証拠がないにもかかわらず、故意に手錠の腕輪を外した疑いから動静を綿密に視察する必要があったとして、2020年（令和2年）11月10日から翌年1月20日まで、監視カメラ付き単独室に昼夜収容したことは、法律上の根拠や必要性がないにもかかわらず、漫然と昼夜監視可能な環境下に2ヶ月以上もの長期間置くものであり、憲法13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害するものである。今後、配室上の都合以外の理由で未決拘禁者を監視カメラ付き単独室に収容する場合は、プライバシー権を徒に侵害することがないように、監視する高度の必要性があり、かつ、監視の方法・態様・期間等が必要かつやむを得ない範囲にとどまるよう、厳格に限定する運用をするよう勸告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

(1) 申立人は、2020年（令和2年）6月22日より、大阪拘置所で勾留されていた未決拘禁者である。

(2) 勧告の趣旨1について

大阪拘置所によると、2020年（令和2年）6月22日から同年8月6日までの間、申立人を監視カメラが設置された単独室に昼夜収容したのは、当時、改築工事により単独室が常態的に不足しており、配室上の都合によるものであるとしている。

(3) 勧告の趣旨2について

大阪拘置所によると、2020年（令和2年）11月10日から翌年1月20日までの間、申立人を監視カメラが設置された単独室に昼夜収容したのは、申立人が故意に手錠の腕輪を外した疑いがあったため、申立人の動静を綿密に視察する必要があったからであるとしている。

この「申立人が故意に手錠の腕輪を外した疑いがあったため」というのは、2020年（令和2年）11月6日、申立人が、大阪地方裁判所における公判を終えて刑務官における護送業務が完了するまでの間に、手首に使用していた第一種の手錠の腕輪が外れた件を指している。

2 当会の判断

(1) 未決拘禁者を監視カメラが設置された単独室（以下「監視カメラ付き単独室」という。）に収容することが認められる要件について

未決拘禁者は、有罪の判決が確定するまでは無罪と推定され、刑事司法上の目的達成のためのやむを得ない措置として勾留されているに過ぎない者である。

また、監視カメラ付き単独室は、24時間、カメラにより被収容者の動静を監視するため、通常居室と比較し、プライバシー権の制約の度合いが高く、常に監視されているとの心理的な圧迫感等を抱かせるものである。

したがって、未決拘禁者を監視カメラ付き単独室へ収容することは、監視する高度の必要性があり、かつ、監視の方法・態様・期間等が必要かつやむを得ない範囲にとどまっていることが厳格に求められるというべきである。

このことは、過去3度にわたり、当会より貴所に対して勧告ないし警告をしているところでもある。

(2) 勧告の趣旨1について

貴所は、2020年（令和2年）6月22日から同年8月6日までの監

視カメラ付き単独室への収容は、改築工事により単独室が常態的に不足していたための、配室上の都合によるものであったとしている。しかし、当時、申立人を管理カメラで昼夜監視する高度の必要性などなく、監視カメラ付き単独室へ収容する場合でも、監視カメラを遮蔽する等の措置を講じることは容易であったといえる。したがって、貴所が、同期間、監視カメラを遮蔽する等の措置を講じないまま、漫然と申立人を監視カメラ付き単独室に収容したことは、申立人のプライバシー権を侵害している。再発防止を期して、勧告の趣旨1のとおり勧告する。

(3) 勧告の趣旨2について

貴所は、2020年(令和2年)11月10日から翌年1月20日までの監視カメラ付き単独室への収容は、申立人が2度にわたって「手錠の腕輪が抜けた旨を放言し、自己の左右の手を示してきた」ことから「申立人が故意に手錠の腕輪から左右の手を抜き取る行為をした疑いがあり、申立人の動静を綿密に視察する必要があった」と判断したからとしている。

しかし、申立人が故意に手錠の腕輪から手を抜き取ったのであれば、申立人が自ら「抜けた」と告げることは不自然であるし、自らの手を示すという行動は、一般的には、外れた手錠を嵌めなおしてもらおうとする意思の表明であると受け取れる。また、手錠の装着方法に問題があった可能性も否定出来ず、申立人が故意に手錠を抜き取ったとした貴所の判断は、恣意的かつ不合理なものと言わざるを得ない。

手錠の装着方法に問題があった可能性があり、また、申立人が故意に手錠の腕輪を抜き取った明確な根拠もない以上、当時、申立人を監視する高度の必要性など認めることはできない。

したがって、貴所が申立人を2ヶ月以上もの長期間、監視カメラ付き単独室に収容したことは、申立人のプライバシー権を侵害している。再発防止を期して、勧告の趣旨第2項のとおり勧告する。

以 上